

議案第 21 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を  
次のように改正する。

別表 52 の項から 83 の項までを次のように改める。

52 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号） 第 55 条第 1 項及び食 品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号） 第 35 条の規定に基づ く飲食店営業の許可の 申請に対する審査（卸 売市場法（昭和 46 年 法律第 35 号）に規定 する卸売市場外の営業 及び卸売市場法施行令 （昭和 46 年政令第 2 21 号）に規定する花 き市場内の営業（以下 「卸売市場外営業」と いう。）に限る。）	飲食店営業許可申請 手数料	
	ア 飲食店（移動飲 食店又は臨時飲食 店を除く。）営業	18,300 円
	イ 移動飲食店営業 又は臨時飲食店営 業	5,600 円
	飲食店営業許可更新 申請手数料	
	ア 飲食店（移動飲 食店又は臨時飲食 店を除く。）営業	8,900 円
	イ 移動飲食店営業 又は臨時飲食店営 業	2,700 円
53 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生	調理の機能を有する 自動販売機により食	7,200 円

<p>法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料</p>	<p>5,100円</p>
<p>54 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料</p>	<p>11,500円 5,700円</p>
<p>55 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料 魚介類販売業許可更新申請手数料</p>	<p>11,500円 5,700円</p>
<p>56 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請</p>	<p>魚介類競り売り営業許可申請手数料 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料</p>	<p>25,200円 12,600円</p>

に対する審査（卸売市場外営業に限る。）		
57 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円
58 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円
59 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円
60 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する	食肉処理業許可申請手数料 食肉処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円

審査（卸売市場外営業に限る。）		
6 1 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品の放射線照射業許可申請手数料 食品の放射線照射業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円
6 2 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料 菓子製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円
6 3 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円
6 4 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対す	乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円

る審査（卸売市場外営業に限る。）		
65 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	清涼飲料水製造業許可申請手数料 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円
66 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円
67 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	水産製品製造業許可申請手数料 水産製品製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円
68 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する	冰雪製造業許可申請手数料 冰雪製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円

審査（卸売市場外営業に限る。）		
69 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	液卵製造業許可申請手数料 液卵製造業許可更新申請手数料	13,200円 7,800円
70 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食用油脂製造業許可申請手数料 食用油脂製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円
71 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円
72 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業	酒類製造業許可申請手数料 酒類製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円

に限る。)		
73 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。)	豆腐製造業許可申請手数料 豆腐製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円
74 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。)	納豆製造業許可申請手数料 納豆製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円
75 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。)	麺類製造業許可申請手数料 麺類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円
76 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。)	そうざい製造業許可申請手数料 そうざい製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円

<p>77 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料 複合型そうざい製造業許可更新申請手数料</p>	<p>35,200円 23,300円</p>
<p>78 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>冷凍食品製造業許可申請手数料 冷凍食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>25,200円 12,600円</p>
<p>79 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>35,200円 23,300円</p>
<p>80 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>漬物製造業許可申請手数料 漬物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>13,200円 7,800円</p>

8 1 食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	密封包装食品製造業 許可申請手数料 密封包装食品製造業 許可更新申請手数料	1 9, 2 0 0 円  9, 6 0 0 円
8 2 食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品の小分け業許可 申請手数料 食品の小分け業許可 更新申請手数料	2 1, 6 0 0 円  1 4, 0 0 0 円
8 3 食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	添加物製造業許可申 請手数料 添加物製造業許可更 新申請手数料	2 5, 2 0 0 円  1 2, 6 0 0 円

別表中 8 4 の項及び 8 5 の項を削り、8 6 の項を 8 4 の項とし、8 7 の項から 9 0 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、9 1 の項から 9 2 の 2 の項までを削り、9 2 の 3 の項を 8 9 の項とし、9 3 の項を 9 0 の項とし、9 4 の項を 9 1 の項とし、9 4 の 2 の項を 9 2 の項とし、9 4 の 3 の項を 9 3 の項とし、同項の次に次のように加える。

9 4 削除		
--------	--	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第52条の許可を受けて営業を行っている者が、当該許可に係る旧法第52条第3項の有効期間の満了の日までに当該許可に係る営業を継続するために行う食品衛生法等の一部を改正する法律第2条による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第55条の許可に係る申請に対する手数料の額については、この条例による改正後の東京都板橋区手数料条例（以下「新条例」という。）の規定による許可更新申請手数料の額を適用する。ただし、新条例の規定による許可更新申請手数料の額がこの条例による改正前の東京都板橋区手数料条例（以下「旧条例」という。）の規定による許可更新申請手数料の額を上回る場合は、新法第55条の許可に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の最初の申請に対する手数料の額に限り、旧条例の規定による許可更新申請手数料の額を適用する。

3 この条例の施行の際、現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第7条の許可を受けて営業を行っている者が、令和6年5月31日までに当該許可に係る営業を継続するために行う新法第55条の許可に係る申請に対する手数料の額については、新条例の規定による許可更新申請手数料の額を適用する。ただし、新条例の規定による許可更新申請手数料の額が旧条例の規定による許可更新申請手数料の額を上回る場合は、新法第55条の許可に係る施行日以後の最初の申請に対する手数料の額に限り、旧条例の規定による許可更新申請手数料の額を適用する。

(提案理由)

食品衛生法等の改正に伴い手数料額を改める等するほか、所要の規定

整備をする必要がある。